

# 大学発新産業創出基金運用の基本的枠組み

令和5年3月24日

令和5年7月27日一部改正

令和6年1月17日一部改正

科学技術・学術政策局

国立研究開発法人科学技術振興機構法第25条第1項の規定に基づいて国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）に造成される大学発新産業創出基金（以下、「基金」という。）による事業（以下、「事業」という。）を、JSTにおいて適切に実施するため、必要となる基本的枠組みを以下に示す。

## 1. 事業の目的

スタートアップ育成5か年計画を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れ研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした产学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進する。

## 2. 総則

- (1) 事業の実施に当たっては、JSTにおいて基本方針を定めることとし、同基本方針は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び本基本的枠組みに適合するよう策定されなければならない。
- (2) JSTに、大学等発スタートアップ創出、その国際市場への展開、スタートアップ・エコシステムの構築等に知見を有する有識者からなる「大学発新産業創出基金ガバニングボード」（以下「ガバニングボード」という。）を設置し、
- ①基金運用の基本方針の策定
  - ②事業全体のマネジメント
  - ③その他横断的事項への対応
- を行うこととする。
- (3) ガバニングボードの運営に当たっては、国際的な視点から助言を得られる仕組みを構築し、ガバニングボードの活動に反映させることとする。

## 3. 事業の枠組み

- (1) 事業の目的を達成するため、JSTは、「大学発新産業創出プログラム」（以下、「START」という。）の取組等を発展させ、
- ①国際市場への展開を目指すディープテックスタートアップ等の創出支援
  - ②スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化

- ③地域におけるスタートアップ・エコシステムの構築
  - ④産業界・学界のトップランナーであるメンターによる人材発掘やプロジェクト指導を実施する枠組みを設けることとする。
- (2) 上記①～④に示す取組を推進するに当たっては、JSTにおいて適切な体制を構築するものとする。

#### 4. 達成すべき成果

- (1) スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、海外のアクセラレーターやベンチャーキャピタルの参加を得て、グローバルな展開を含め、5年間で5,000件以上の案件について大学発の研究成果の事業化を支援することをはじめ、スタートアップ育成5か年計画及びそのロードマップにおいて該当する目標達成を目指すこととする。
- (2) また、令和5年2月28日付4文科科第816号で指示した中長期目標における評価軸等を踏まえ、達成すべき成果指標等をJSTにおいて定めるものとする。

#### 5. 個別の研究開発課題の実施期間

個別の研究開発課題の実施期間は採択から最大3年間程度とする。

#### 6. 基金の効果的な執行

事業が基金により行われることに鑑み、JSTは、年度末、年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないよう努めるほか、事業による委託研究期間中に出願するために発生する特許関連経費について直接経費からの支出を認める等、事業の成果の最大化に向けて機動的かつ弾力的な執行に努めることとする。

#### 7. 留意事項

- (1) 事業が、START等の既存事業を発展させて取り組むものであることに鑑み、これらの既存事業との円滑な接続に留意し、事業の設計・執行を進めること。
- (2) また、これら既存事業との円滑な接続の観点から必要な取組については、必要な手続きを経た上で、速やかに実施すること。
- (3) JSTは、研究開発課題の段階や特性等に応じた研究開発を効果的に推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行わなければならない。
- (4) 事業終了時において、特にスタートアップ創出支援に効果があると考えられる好事業や、そこから抽出される仕組み等を成果として取りまとめ、スタートアップ・エコシステム拠点都市等において活用できることにする。
- (5) 本事業において創出されたスタートアップが、シード期の資金調達に円滑に接続されるよう、本基金事業の効果を最大化するために必要な柔軟な事業設計（スタートアップへの直接支出（概算払い等）、取得財産の研究開発機関（大学、企業等）への帰属等）

を行うこと。

#### 8. その他

本基本的枠組みのほか、基金の効果的な運用の観点から必要な事項は、本基本的枠組みと整合を図りつつ、ガバニングボードの意見を聞いてJSTが定めることとする。